

各部各機関

改正

昭和45年4月1日訓令甲第2号
昭和47年5月24日訓令甲第9号
昭和49年1月29日訓令甲第4号
昭和49年11月5日訓令甲第14号
昭和52年10月21日訓令甲第6号
昭和54年3月31日訓令甲第2号
昭和63年3月31日訓令甲第1号
平成4年3月31日訓令甲第2号
平成10年3月31日訓令甲第4号
平成10年4月1日訓令甲第20号
平成12年3月31日訓令甲第5号
平成14年3月29日訓令甲第8号
平成16年3月22日訓令甲第1号
平成17年4月1日訓令甲第9号
平成18年4月3日訓令甲第4号
平成19年3月28日訓令甲第5号
平成21年3月31日訓令甲第6号
平成23年3月23日訓令甲第2号
平成24年3月29日訓令甲第5号
平成26年3月31日訓令甲第4号
平成28年3月29日訓令甲第7号
令和2年3月3日訓令甲第1号
令和7年6月30日訓令甲第13号

沼津市建設業者指名委員会要綱

(設置)

第1条 沼津市が発注する建設工事の請負契約に係る指名競争入札の場合における入札参加者又は随意契約における見積者を選定するため、沼津市建設業者指名委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の構成は、次のとおりとする。

(1) 委員長 副市長

(2) 委員 財務部長 都市計画部長 沼津駅周辺整備部長 建設部長 水道部長 まちづくり統括監 建築住宅局長 契約検査課長 並びに工事執行担当の部長及び課長

(職務)

第2条 委員長は、会務を総括する。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の3分の2以上の賛成で決定しなければならない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員を会議に出席させることができる。

4 委員会の会議は、公開しない。

(部会)

第4条 委員会に部会を置く。

2 部会に属すべき委員の指名及び部会の審議事項は、市長が定める。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、財務部契約検査課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は委員長が定める。

付 則

この訓令は、令達の日から施行する。

付 則 (昭和45年4月1日訓令甲第2号)

この訓令は、昭和45年4月10日から施行する。

付 則 (昭和47年5月24日訓令甲第9号)

この訓令は、令達の日から施行する。

付 則 (昭和49年1月29日訓令甲第4号)

この訓令は、令達の日から施行し、昭和49年1月10日から適用する。

付 則 (昭和49年11月5日訓令甲第14号抄)

1 この訓令は、令達の日から施行する。

付 則 (昭和52年10月21日訓令甲第6号抄)

1 この訓令は、令達の日から施行する。

付 則 (昭和54年3月31日訓令甲第2号)

この訓令は、昭和54年4月1日から施行する。

付 則 (昭和63年3月31日訓令甲第1号)

この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

付 則 (平成4年3月31日訓令甲第2号)

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

付 則 (平成10年3月31日訓令甲第4号)

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

付 則 (平成10年4月1日訓令甲第20号)

この訓令は、令達の日から施行する。

付 則 (平成12年3月31日訓令甲第5号)

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成14年3月29日訓令甲第8号)

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

付 則 (平成16年3月22日訓令甲第1号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

付 則 (平成17年4月1日訓令甲第9号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

付 則 (平成18年4月3日訓令甲第4号)

この訓令は、平成18年4月3日から施行する。

付 則 (平成19年3月28日訓令甲第5号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (平成21年3月31日訓令甲第6号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 (平成23年3月23日訓令甲第2号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

付 則 (平成24年3月29日訓令甲第5号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

付 則 (平成26年3月31日訓令甲第4号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

付 則 (平成28年3月29日訓令甲第7号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

付 則 (令和2年3月3日訓令甲第1号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

付 則 (令和7年6月30日訓令甲第13号)

この訓令は、令和7年7月1日から施行する。